

○農林水産省告示第百三三号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の六第二項（同条第五項の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定に基づき、平成二十三年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパイナップル並びに平成二十四年産のなつみかん及びびかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）の果実の単位当たり価額として農林水産大臣が定める金額を次のように定める。

平成二十二年一月十二日

農林水産大臣 赤松 広隆

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

「次のよう」の部分

都道府県名	北 海 道
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種類等の 細区分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg当たり 価 額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
りんご	1 類	1 群	北海道の区域	1 2 4 円
		2 群		1 7 9 円
	2 類	1 群		1 6 2 円
		2 群		1 3 1 円
		3 群		1 4 7 円
	3 類	1 群		1 4 4 円
		2 群		1 9 6 円

都道府県名	青 森 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg 当 たり 価 額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
りんご	1 類	1 群	青森県の区域	149円
		2 群		147円
	2 類	1 群		172円
		2 群		142円
		3 群		119円
	3 類	1 群		171円
		2 群		130円
	ぶどう	1 類		1 群
2 群			259円	
2 類			217円	
		3 類	1 群	676円
2 群			328円	

都道府県名	岩 手 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg 当 たり 価 額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
りんご	1 類	1 群	岩手県の区域	140円
		2 群		109円
	2 類	1 群		145円
		2 群		120円
		3 群		132円
	3 類	1 群		157円
		2 群		113円
ぶどう	1 類		岩手県の区域	349円
		2 類		456円
	2 類	1 群		212円
		2 群		636円
		1 群		203円
	3 類	2 群		426円

都道府県名	宮 城 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg 当たり 価 額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
りんご	1 類	1 群	宮城県の区域	202円
		2 群		230円
	2 類	1 群		220円
		2 群		204円
		3 群		208円
	3 類	1 群		239円
		2 群		248円
	なし	1 類		1 群
2 群			215円	
2 類		1 群	234円	
		2 群	267円	
3 類		1 群	236円	
		2 群	179円	

都道府県名	秋 田 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg 当 たり 価 額	
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分				
りんご	1 類		秋田県の区域	1 4 6 円	
		2 類		1 群	1 6 6 円
				2 群	1 1 9 円
	3 群			9 2 円	
	3 類	1 群		1 7 4 円	
		2 群		9 1 円	
		3 群		3 2 7 円	
ぶどう	1 類		秋田県の区域	2 0 7 円	
		2 類		1 群	3 2 9 円
	3 類			2 群	2 3 6 円
		1 群		5 1 3 円	
		2 群		2 8 6 円	
	3 群	2 3 1 円			
なし	1 類	1 群	秋田県の区域	2 2 7 円	
		2 群		2 0 0 円	
	2 類	1 群		2 1 6 円	
		2 群		1 1 6 円	
	3 類	1 群		3 0 9 円	
		2 群		1 1 0 円	

都道府県名	山 形 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg 当 たり 価 額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
りんご	1 類	1 群	山形県の区域	149円
		2 群		157円
	2 類	1 群		157円
		2 群		157円
		3 群		129円
	3 類	1 群		143円
		2 群		97円
ぶどう	1 類		山形県の区域	420円
		2 類		224円
	2 類	1 群		192円
		2 群		479円
		3 群		206円
	3 類	2 群		55円
		3 群		379円
なし	1 類		山形県の区域	286円
		2 類		272円
	2 類	1 群		292円
		2 群		164円
もも	1 類		山形県の区域	234円
		2 類		232円
	3 類	96円		
おうとう		1 群	山形県の区域	1,483円
		2 群		511円
かき	2 類	1 群	山形県の区域	112円
		2 群		103円

都道府県名	福島県
-------	-----

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種類等の 細区分	農林水産大臣 の定める地域	果実の 1kg当たり 価額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
りんご	1 類	1 群	福島県の区域	215円
		2 群		124円
	2 類	1 群		154円
		2 群		108円
		3 群		126円
	3 類	1 群		248円
		2 群		207円
	ぶどう	1 類		1 群
2 群			581円	
2 類		1 群	450円	
		2 群	180円	
3 類		1 群	630円	
		2 群	270円	
なし	1 類	1 群	福島県の区域	218円
		2 群		130円
	2 類	1 群		205円
		2 群		199円
		3 群		226円
	3 類	1 群		206円
2 群		153円		
もも	1 類		福島県の区域	190円
		2 群		275円
	2 類	1 群		292円
		2 群		
3 類		31円		

都道府県名	茨 城 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg 当 たり 価 額
共済目的の種類	農業災害補償法 第 1 2 0 条 の 6 第 1 項 第 1 号 の 農林水産大臣が 定める区分			
な し	1 類		茨城県の区域	3 0 9 円
	2 類			2 2 4 円
	3 類			1 6 6 円

都道府県名	栃 木 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種類等の 細区分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg当たり 価 額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
ぶ ど う	1 類		栃木県の区域	5 2 9 円
	2 類			2 7 1 円
	3 類	1 群		5 8 7 円
		2 群		2 7 2 円
な し	1 類	1 群	栃木県の区域	2 5 2 円
		2 群		4 8 7 円
	2 類	1 群		2 0 6 円
		2 群		2 1 8 円
		3 群		1 1 7 円
	3 類	1 群		2 7 2 円
		2 群		1 6 6 円
		3 群		1 1 1 円

都道府県名	群馬県
-------	-----

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の共済目的の種類等の細区分	農林水産大臣の定める地域	果実の1kg当たり価額
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の6第1項第1号の農林水産大臣が定める区分			
りんご	1 類		群馬県の区域	389円
	2 類	1 群		500円
		2 群		386円
	3 類	1 群		536円
		2 群		407円
	ぶどう	1 類		
2 類			1,000円	
3 類			1,082円	
なし	1 類		群馬県の区域	496円
	2 類			465円
	3 類			456円

都道府県名	埼 玉 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg 当たり 価 額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
ぶ ど う	1 類		埼玉県 の区域	700円
	2 類	1 群		500円
		2 群		490円
	3 類	1 群		872円
		2 群		600円
な し	1 類		埼玉県 の区域	313円
	2 類	1 群		241円
		2 群		300円
	3 類	1 群		241円
		2 群		390円

都道府県名	千葉県
-------	-----

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種類等の 細区分	農林水産大臣 の定める地域	果実の 1kg当たり 価額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
うんしゅう みかん	1 類		千葉県の区域	210円
	2 類			200円
なし	1 類	1 群	千葉県の区域	431円
		2 群		402円
	2 類	1 群		318円
		2 群		335円
	3 類	1 群		330円
		2 群		364円

都道府県名	東京都
-------	-----

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種類等の 細区分	農林水産大臣 の定める地域	果実の 1kg当たり 価額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
なし	1 類	1 群	東京都の区域	529円
		2 群		499円
	2 類	1 群		566円
		2 群		518円
		3 群		493円
	3 類	1 群		562円
		2 群		518円

都道府県名	神奈川県
-------	------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種類等の 細区分	農林水産大臣 の定める地域	果実の 1kg当たり 価額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
うんしゅう みかん	1 類		神奈川県 の区域	68円
	2 類	1 群		78円
		2 群		32円
3 類		569円		
なし	1 類	1 群	神奈川県 の区域	515円
		2 群		390円
	2 類	1 群		463円
		2 群		359円
3 類		458円		

都道府県名	新潟県
-------	-----

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種類等の 細区分	農林水産大臣 の定める地域	果実の 1kg当たり 価額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
ぶどう	1 類		新潟県の区域	331円
	2 類			164円
	3 類	1 群		326円
		2 群		205円
	4 類	1 群		590円
2 群		373円		
なし	1 類	1 群	新潟県の区域	187円
		2 群		247円
	2 類	1 群		167円
		2 群		128円
		3 群		108円
	3 類	1 群		415円
		2 群		135円
3 群		131円		
もも	1 類		新潟県の区域	210円
	2 類	1 群		257円
		2 群		287円
かき	2 類		新潟県の区域	135円

都道府県名	富 山 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg 当 たり 価 額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
りんご	1 類	1 群	富山県の区域	263円
		2 群		250円
	2 類	1 群		310円
		2 群		250円
	3 類	1 群		366円
		2 群		260円
ぶどう	1 類		富山県の区域	800円
		1 群		1,000円
	2 類	2 群		700円
		1 群		1,210円
	3 類	2 群		1,000円
		1,677円		
なし	1 類	1 群	富山県の区域	376円
		2 群		219円
	2 類	1 群		429円
		2 群		176円
	3 類			125円
かき	2 類		富山県の区域	260円

都道府県名	石 川 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg 当 たり 価 額	
共済目的の種類	農業災害補償法 第 1 2 0 条 の 6 第 1 項 第 1 号 の 農林水産大臣が 定める区分				
りんご	1 類	1 群	別記第 1	3 2 5 円	
			別記第 2	2 0 1 円	
		2 群	別記第 3	3 5 0 円	
			別記第 4	1 9 8 円	
	2 類	1 群	別記第 1	3 1 3 円	
			別記第 2	1 4 3 円	
		2 群	別記第 5	3 9 9 円	
			別記第 6	2 6 0 円	
		3 群	別記第 5	3 5 0 円	
			別記第 6	8 4 円	
	3 類	1 群	別記第 1	3 7 7 円	
			別記第 2	1 5 2 円	
2 群		別記第 3	3 5 0 円		
		別記第 4	2 7 4 円		
ぶどう	1 類		石川県の区域	6 0 3 円	
	3 類	1 群	石川県の区域	8 4 7 円	
		2 群	別記第 3	6 7 5 円	
			別記第 4	3 0 6 円	
なし	1 類		別記第 7	3 0 0 円	
			別記第 8	2 6 6 円	
	2 類	1 群	石川県の区域		3 6 5 円
		2 群			2 2 6 円
		3 群			1 7 5 円
	3 類			石川県の区域	2 7 5 円
かき	1 類	2 群	石川県の区域	1 5 5 円	
	2 類			1 9 8 円	
くり			石川県の区域	3 8 9 円	

別記

第 1	石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、羽咋郡、鹿島郡及び鳳珠郡の区域
第 2	石川県の区域（第 1 の区域を除く。）
第 3	石川県七尾市、羽咋市、羽咋郡及び鹿島郡の区域
第 4	石川県の区域（第 3 の区域を除く。）
第 5	石川県輪島市、珠洲市及び鳳珠郡の区域
第 6	石川県の区域（第 5 の区域を除く。）
第 7	石川県金沢市、かほく市、白山市、石川郡及び河北郡の区域
第 8	石川県の区域（第 7 の区域を除く。）

都道府県名	福 井 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg 当たり 価 額
共済目的の種類	農業災害補償法 第 1 2 0 条 の 6 第 1 項 第 1 号 の 農林水産大臣が 定める区分			
な し	1 類		福井県の区域	2 1 9 円
	2 類	1 群		1 8 4 円
		2 群		1 7 9 円
か き	2 類		福井県の区域	1 1 9 円
う め	2 類		福井県の区域	1 8 9 円

都道府県名	山 梨 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg 当 たり 価 額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
りんご	1 類		山梨県の区域	239円
	3 類			162円
ぶどう	1 類	1 群	山梨県の区域	361円
		2 群		488円
		3 群		479円
	2 類			222円
				207円
	3 類	1 群		1,098円
		2 群		1,009円
4 類	3 群	709円		
もも	1 類		山梨県の区域	368円
				312円
	2 類	1 群		357円
かき	1 類	1 群	山梨県の区域	261円
		2 群		265円
すもも		1 群	山梨県の区域	318円
		2 群		327円
		3 群		349円

都道府県名	長野県
-------	-----

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種類等の 細区分	農林水産大臣 の定める地域	果実の 1kg当たり 価額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
りんご	1 類	1 群	長野県の区域	208円
		2 群		177円
	2 類	1 群		188円
		2 群		217円
		3 群		268円
	3 類	1 群		195円
		2 群		230円
ぶどう	1 類		長野県の区域	645円
	2 類			257円
	3 類	1 群	別記第1	615円
			別記第2	523円
		長野県の区域	2 群	402円
			3 群	249円
			4 群	186円
	5 群	123円		
なし	1 類	1 群	長野県の区域	220円
		2 群		234円
	2 類	1 群		187円
		2 群		177円
	3 類	1 群		243円
		2 群		123円
もも	1 類		長野県の区域	308円
	2 類			272円
	3 類			14円

別記

第 1	長野県中野市、塩尻市、千曲市、東筑摩郡（生坂村、波田町及び山形村の区域に限る。）及び下高井郡山ノ内町の区域
第 2	長野県の区域（第 1 の区域を除く。）

都道府県名	岐 阜 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg 当 たり 価 額	
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分				
りんご	1 類		岐阜県の区域	345円	
		2 類		1 群	390円
				2 群	408円
	3 群			426円	
	3 類	1 群		486円	
		2 群		581円	
なし	1 類		岐阜県の区域	379円	
		2 類		1 群	388円
	2 群			405円	
	3 類			1 群	480円
		2 群		344円	
もも	1 類		岐阜県の区域	564円	
	2 類			593円	
かき	1 類	1 群	岐阜県の区域	229円	
		2 群		213円	

都道府県名	静岡県
-------	-----

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種類等の 細区分	農林水産大臣 の定める地域	果実の 1kg当たり 価額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
うんしゅう みかん	1 類		別記第1	205円
			別記第2	173円
			別記第3	146円
			別記第4	109円
			別記第5	80円
	2 類		別記第6	206円
			別記第7	180円
			別記第8	160円
			別記第9	124円
			別記第10	98円
なつみかん		1 群	別記第11	98円
		別記第12	93円	

別記

第 1	静岡県沼津市（旧田方郡戸田村の区域を除く。）の区域
第 2	静岡県浜松市（旧引佐郡三ヶ日町の区域に限る。）及び伊豆市（旧田方郡土肥町の区域に限る。）の区域
第 3	静岡県沼津市（旧田方郡戸田村の区域に限る。）熱海市、伊東市及び伊豆の国市の区域
第 4	静岡県浜松市（旧浜松市、旧浜北市、旧引佐郡細江町及び引佐町の区域に限る。） 島田市（旧榛原郡川根町の区域を除く。） 焼津市（旧志太郡大井川町の区域を除く。） 掛川市（旧小笠郡大須賀町及び大東町の区域に限る。） 藤枝市、湖西市、牧之原市及び浜名郡の区域
第 5	静岡県の区域（第 1 の区域、第 2 の区域、第 3 の区域及び第 4 の区域を除く。）
第 6	静岡県浜松市（旧引佐郡三ヶ日町の区域に限る。）の区域
第 7	静岡県沼津市（旧田方郡戸田村の区域を除く。） 掛川市（旧小笠郡大須賀町及び大東町の区域に限る。） 菊川市及び牧之原市の区域
第 8	静岡県静岡市（旧清水市の区域に限る。）及び沼津市（旧田方郡戸田村の区域に限る。）の区域
第 9	静岡県静岡市（旧清水市の区域を除く。） 浜松市（旧浜松市、旧浜北市、旧引佐郡細江町及び引佐町の区域に限る。） 熱海市、伊東市、島田市（旧榛原郡川根町の区域を除く。） 富士市、焼津市（旧志太郡大井川町の区域を除く。） 藤枝市、下田市、湖西市、伊豆市（旧田方郡土肥町の区域に限る。） 賀茂郡及び浜名郡の区域
第 10	静岡県の区域（第 6 の区域、第 7 の区域、第 8 の区域及び第 9 の区域を除く。）
第 11	静岡県下田市及び賀茂郡の区域
第 12	静岡県の区域（第 11 の区域を除く。）

都道府県名	愛 知 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg 当たり 価 額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
うんしゅう み かん	1 類		愛知県の区域	133円
	2 類			142円
	3 類			702円
ぶ ど う	1 類		愛知県の区域	740円
	3 類	1 群		957円
		2 群		643円
な し	1 類	1 群	愛知県の区域	336円
		2 群		244円
	2 類	1 群		219円
		2 群		201円
		3 群		109円
	3 類			230円
も も	1 類		愛知県の区域	318円
	2 類			368円
か き	1 類	1 群	愛知県の区域	205円
		2 群		178円
	2 類			173円

都道府県名	三 重 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg当たり 価 額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
うんしゅう み かん	1 類		別 記 第 1	2 0 1 円
			別 記 第 2	1 6 6 円
			別 記 第 3	9 2 円
	2 類		別 記 第 4	2 0 0 円
			別 記 第 5	1 6 5 円
			別 記 第 6	1 5 1 円
	3 類		別 記 第 7	1 2 3 円
			三重県の区域	6 8 4 円
			別 記 第 8	1 3 5 円
なつみかん		1 群	別 記 第 1	1 7 0 円
		別 記 第 8	1 3 5 円	

別記

第 1	三重県熊野市及び南牟婁郡の区域
第 2	三重県度会郡南伊勢町（旧度会郡南勢町の区域に限る。）及び北牟婁郡の区域
第 3	三重県の区域（第 1 の区域及び第 2 の区域の区域を除く。）
第 4	三重県松阪市（旧一志郡嬉野町及び三雲町並びに旧飯南郡の区域を除く。）の区域
第 5	三重県熊野市、多気郡多気町、度会郡南伊勢町（旧度会郡南勢町の区域に限る。）、北牟婁郡及び南牟婁郡の区域
第 6	三重県四日市市の区域
第 7	三重県の区域（第 4 の区域、第 5 の区域及び第 6 の区域を除く。）
第 8	三重県の区域（第 1 の区域を除く。）

都道府県名	滋 賀 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg当たり 価 額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
ぶ ど う	1 類		別記第1	1,000円
			別記第2	900円
			別記第3	796円
	2 類		別記第4	918円
			別記第5	900円
			3 類	1 群
	別記第4	1,517円		
	別記第2	1,500円		
	2 群	別記第1		1,300円
		別記第7		1,043円
		別記第1		1,000円
		別記第4	903円	
		別記第6	900円	
		別記第8	800円	
	4 類	1 群	別記第2	650円
			別記第9	606円
2 群		別記第2	1,169円	
		別記第10	1,043円	
		滋賀県の区域	827円	

都道府県名	滋 賀 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg当たり 価 額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
な し	1 類	1 群	別記第4	550円
			別記第5	378円
		2 群	別記第4	592円
			別記第2	440円
			別記第11	426円
			別記第12	410円
	3 群	滋賀県の区域	600円	
	2 類	1 群	別記第4	592円
			別記第2	435円
			別記第8	425円
			別記第13	325円
		2 群	別記第4	432円
			別記第11	341円
			別記第14	220円
		3 群	別記第2	600円
			別記第10	350円
	3 類		別記第4	635円
			別記第5	440円

別記

第 1	滋賀県甲賀市及び湖南市の区域
第 2	滋賀県大津市、草津市、守山市、栗東市及び野洲市の区域
第 3	滋賀県の区域（第 1 の区域、第 2 の区域及び第 6 の区域を除く。）
第 4	滋賀県近江八幡市、東近江市（旧愛知郡愛東町及び湖東町の区域を除く。）及び蒲生郡の区域
第 5	滋賀県の区域（第 4 の区域を除く。）
第 6	滋賀県長浜市及び米原市の区域
第 7	滋賀県の区域（第 1 の区域、第 2 の区域、第 4 の区域及び第 6 の区域を除く。）
第 8	滋賀県彦根市及び犬上郡の区域
第 9	滋賀県の区域（第 1 の区域、第 2 の区域、第 4 の区域、第 6 の区域及び第 8 の区域を除く。）
第 10	滋賀県の区域（第 2 の区域を除く。）
第 11	滋賀県東近江市（旧愛知郡愛東町及び湖東町の区域に限る。）及び愛知郡愛荘町の区域
第 12	滋賀県の区域（第 2 の区域、第 4 の区域及び第 11 の区域を除く。）
第 13	滋賀県の区域（第 2 の区域、第 4 の区域及び第 8 の区域を除く。）
第 14	滋賀県の区域（第 4 の区域及び第 11 の区域を除く。）

都道府県名	京 都 府
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg 当 たり 価 額
共済目的の種類	農業災害補償法 第 1 2 0 条 の 6 第 1 項 第 1 号 の 農林水産大臣が 定める区分			
な し	1 類		京都府の区域	2 3 0 円
	2 類			2 8 7 円
	3 類			2 4 8 円

都道府県名	大 阪 府
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg 当 たり 価 額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
うんしゅう み かん	1 類		大阪府の区域	93円
	2 類			96円
ぶ  ど う	1 類		大阪府の区域	334円
	2 類			335円
	3 類			330円
	4 類			809円
く り			大阪府の区域	909円

都道府県名	兵 庫 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg 当たり 価 額
共済目的の種類	農業災害補償法 第 1 2 0 条 の 6 第 1 項 第 1 号 の 農林水産大臣が 定める区分			
うんしゅう み かん	1 類		兵庫県の区域	1 0 6 円
	2 類			9 4 円
な し	1 類		兵庫県の区域	3 5 6 円
	2 類			2 4 6 円
	3 類			1 4 1 円
び わ			兵庫県の区域	8 0 1 円
く り			兵庫県の区域	6 0 6 円

都道府県名	奈良県
-------	-----

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種類等の 細区分	農林水産大臣 の定める地域	果実の 1kg当たり 価額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
かき	1類	1群	別記第1	201円
			別記第2	183円
			別記第3	175円
		2群	別記第1	199円
			別記第4	184円
			別記第5	153円
	2類	1群	別記第6	178円
			別記第7	136円
		2群	別記第8	163円
			別記第9	154円
うめ	2類		別記第10	120円
			別記第11	104円

別記

第 1	奈良県橿原市、御所市及び高市郡（高取町及び明日香村の区域に限る。）の区域
第 2	奈良県五條市（旧吉野郡西吉野村の区域に限る。）、吉野郡（吉野町、大淀町及び下市町の区域に限る。）の区域
第 3	奈良県の区域（第 1 の区域及び第 2 の区域を除く。）
第 4	奈良県五條市（旧五條市及び旧吉野郡西吉野村の区域に限る。）、吉野郡（吉野町、大淀町及び下市町の区域に限る。）の区域
第 5	奈良県の区域（第 1 の区域及び第 4 の区域を除く。）
第 6	奈良県天理市、五條市（旧五條市及び旧吉野郡西吉野村の区域に限る。）、吉野郡（吉野町、大淀町及び下市町の区域に限る。）の区域
第 7	奈良県の区域（第 6 の区域を除く。）
第 8	奈良県天理市、五條市（旧五條市及び旧吉野郡西吉野村の区域に限る。）の区域
第 9	奈良県吉野郡（吉野町、大淀町及び下市町の区域に限る。）の区域
第 10	奈良県五條市の区域
第 11	奈良県の区域（第 10 の区域を除く。）

都道府県名	和歌山県
-------	------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の共済目的の種類等の細区分	農林水産大臣の定める地域	果実の1kg当たり価額	
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の6第1項第1号の農林水産大臣が定める区分				
うんしゅう みかん	1 類		別記第1	154円	
			別記第2	103円	
	2 類		別記第1	149円	
			別記第2	110円	
いよかん			和歌山県の区域	131円	
かんきつ類の果樹(うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。)	1 類	1 群	別記第3	162円	
			別記第4	108円	
		2 群	別記第5	151円	
			別記第6	101円	
	2 類	1 群	和歌山県の区域		152円
		2 群			155円
		3 群			230円
もも	1 類		和歌山県の区域	353円	
	2 類			338円	
びわ			和歌山県の区域	726円	
かき	1 類	1 群	別記第8	202円	
			別記第9	138円	
		2 群	別記第8	144円	
			別記第9	126円	
	2 類	1 群	別記第8	164円	
		2 群	別記第9	155円	
			別記第8	141円	
			別記第9	133円	
うめ	1 類		別記第5	551円	
			別記第10	207円	
	2 類		別記第11	385円	
			別記第12	171円	
すもも			別記第13	469円	
			別記第14	251円	
キウイフルーツ			和歌山県の区域	213円	

別記

第 1	和歌山県有田市、御坊市、田辺市（本宮町の区域を除く。）、有田郡、日高郡、西牟婁郡及び東牟婁郡串本町（旧東牟婁郡古座町の区域を除く。）の区域
第 2	和歌山県の区域（第 1 の区域を除く。）
第 3	和歌山県御坊市、田辺市、新宮市、日高郡、西牟婁郡及び東牟婁郡の区域
第 4	和歌山県の区域（第 3 の区域を除く。）
第 5	和歌山県御坊市、田辺市（本宮町の区域を除く。）、日高郡、西牟婁郡及び東牟婁郡串本町（旧東牟婁郡古座町の区域を除く。）の区域
第 6	和歌山県有田市及び有田郡の区域
第 7	和歌山県の区域（第 5 の区域及び第 6 の区域を除く。）
第 8	和歌山県橋本市及び伊都郡の区域
第 9	和歌山県の区域（第 8 の区域を除く。）
第 10	和歌山県の区域（第 5 の地域を除く。）
第 11	和歌山県田辺市（龍神村及び本宮町の区域を除く。）、日高郡（印南町及びみなべ町の区域に限る。）、西牟婁郡及び東牟婁郡串本町（旧東牟婁郡古座町の区域を除く。）の区域
第 12	和歌山県の区域（第 11 の区域を除く。）
第 13	和歌山県田辺市（龍神村及び本宮町の区域を除く。）、西牟婁郡及び東牟婁郡串本町（旧東牟婁郡古座町の区域を除く。）の区域
第 14	和歌山県の区域（第 13 の区域を除く。）

都道府県名	鳥 取 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg 当 たり 価 額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
ぶ  ど う	1 類		鳥取県の区域	522円
	2 類			180円
	3 類	1 群		500円
		2 群		160円
	4 類	1 群	別記第1	760円
			別記第2	646円
	2 群	鳥取県の区域	531円	
な し	1 類	1 群	鳥取県の区域	193円
		2 群		184円
	2 類	1 群		148円
		2 群		197円
		3 群		248円
	3 類			129円
か き	1 類	1 群	鳥取県の区域	166円
		2 群		195円
	2 類			153円

別記

第 1	鳥取県東伯郡湯梨浜町及び琴浦町の区域
第 2	鳥取県の区域（第 1 の区域を除く。）

都道府県名	島 根 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg 当 たり 価 額	
共済目的の種類	農業災害補償法 第 1 2 0 条 の 6 第 1 項 第 1 号 の 農林水産大臣が 定める区分				
ぶ ど う	1 類		島根県の区域	4 1 1 円	
	2 類	1 群		5 3 6 円	
		2 群		2 0 2 円	
	3 類			1 8 9 円	
	4 類	1 群		1, 3 0 4 円	
		2 群		8 6 1 円	
		3 群		6 8 6 円	
		4 群		別 記 第 1	1, 3 9 8 円
				別 記 第 2	8 9 2 円
	5 群	別 記 第 3		5 7 6 円	
別 記 第 4		8 1 4 円			
別 記 第 5	5 6 3 円				
か き	2 類		島根県の区域	2 5 7 円	
く り			島根県の区域	4 7 0 円	

別記

第 1	島根県浜田市及び大田市の区域
第 2	島根県出雲市及び簸川郡の区域
第 3	島根県の区域（第 1 の区域及び第 2 の区域を除く。）
第 4	島根県松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、八束郡、簸川郡、邑智郡及び鹿足郡の区域
第 5	島根県の区域（第 4 の区域を除く。）

都道府県名	岡山県
-------	-----

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種類等の 細区分	農林水産大臣 の定める地域	果実の 1kg当たり 価額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
ぶどう	1 類		岡山県の区域	363円
	2 類	1 群		417円
		2 群		303円
	3 類	1 群		596円
		2 群		306円
	4 類	1 群		929円
		2 群		682円
		3 群		1,280円
4 群		527円		
もも	1 類		岡山県の区域	326円
	2 類	1 群		399円
		2 群	別記第1	655円
	別記第2		436円	

別記

第 1	岡山県岡山市（旧御津郡一宮町及び津高町の区域に限る。）及び総社市（旧都窪郡山手村及び清音村の区域を除く。）の区域
第 2	岡山県の区域（第 1 の区域を除く。）

都道府県名	広島県
-------	-----

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の共済目的の種類等の細区分	農林水産大臣の定める地域	果実の1kg当たり価額
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の6第1項第1号の農林水産大臣が定める区分			
うんしゅうみかん	1 類		広島県の区域	82円
	2 類			78円
なつみかん			広島県の区域	64円
いよかん			広島県の区域	65円
かんきつ類の果樹 (うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。)	1 類	1 群	広島県の区域	131円
		2 群		91円
	2 類	1 群		112円
		2 群		158円
りんご	1 類	1 群	広島県の区域	301円
		2 群		278円
	2 類	1 群	別記第1	350円
			別記第2	322円
		2 群	別記第3	307円
			別記第4	307円
		3 群	広島県の区域	333円
3 類		383円		
ぶどう	1 類		広島県の区域	443円
	3 類	1 群	別記第5	862円
			別記第6	756円
		2 群	広島県の区域	441円
	4 類	1 群	別記第5	1,605円
			別記第6	1,034円
	2 群	広島県の区域	715円	
なし	1 類	1 群	別記第1	369円
			別記第7	330円
			別記第8	178円
		2 群	広島県の区域	451円
	3 群			389円
	2 類	1 群		347円
		2 群		315円
3 類			524円	

別記

第 1	広島県庄原市（旧甲奴郡総領町の区域を除く。）の区域
第 2	広島県の区域（第 1 の区域を除く。）
第 3	広島県呉市、竹原市、三原市、東広島市、江田島市（旧安芸郡江田島町の区域に限る。）、安芸郡及び豊田郡大崎上島町の区域
第 4	広島県の区域（第 3 の区域を除く。）
第 5	広島県三次市（旧甲奴郡甲奴町の区域を除く。）の区域
第 6	広島県の区域（第 5 の区域を除く。）
第 7	広島県三次市（旧甲奴郡甲奴町の区域を除く。）及び世羅郡の区域
第 8	広島県の区域（第 1 の区域及び第 7 の区域を除く。）

都道府県名	山 口 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg 当たり 価 額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
うんしゅう み かん	1 類		山口県の区域	83円
	2 類			77円
なつみかん		1 群	山口県の区域	57円
		2 群		89円

都道府県名	徳 島 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種類等の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg当たり 価 額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
うんしゅう み かん	1 類		徳島県の区域	88円
	2 類			111円
	3 類			561円
かんきつ類の果 樹（うんしゅう みかん、なつみ かん及びいよか んを除く。）	1 類		徳島県の区域	212円
な し	1 類		徳島県の区域	313円
	2 類			250円
	3 類			222円
う め	2 類		徳島県の区域	126円

都道府県名	香 川 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg 当 たり 価 額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
うんしゅう みかん	1 類		香川県の区域	124円
	2 類			104円
いよかん			香川県の区域	69円
かんきつ類の果 樹(うんしゅう みかん、なつみ かん及びいよか んを除く。)	1 類	1 群	香川県の区域	89円
		2 群		121円
	2 類	1 群		188円
ぶ どう	1 類		香川県の区域	422円
		1 群	別記第1	559円
	2 類		別記第2	521円
		2 群	香川県の区域	360円
		3 群		269円
	3 類			536円
4 類			759円	
な し	1 類	1 群	香川県の区域	304円
		2 群		325円
	2 類	1 群		208円
		2 群		243円
3 類		248円		
も も	1 類		香川県の区域	277円
	2 類			279円
か き	1 類	1 群	香川県の区域	191円
		2 群		158円
	2 類			89円
く り			香川県の区域	508円

別記

第 1	香川県さぬき市及び東かがわ市の区域
第 2	香川県の区域（第 1 の区域を除く。）

都道府県名	愛 媛 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg 当 た り 価 額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
うんしゅう み かん	1 類		別 記 第 1	1 2 4 円
			別 記 第 2	8 9 円
			別 記 第 3	6 1 円
	2 類		別 記 第 1	1 1 9 円
			別 記 第 4	8 6 円
			別 記 第 5	6 4 円
3 類	愛媛県の区域	5 9 8 円		
なつみかん			別 記 第 6	7 0 円
			別 記 第 7	4 6 円
いよかん			別 記 第 8	8 5 円
			別 記 第 9	7 3 円
			別 記 第 10	5 7 円
かんきつ類の果 樹（うんしゅう みかん、なつみ かん及びいよか んを除く。）	1 類	1 群 2 群 3 群 1 群 2 群 3 群 4 群	愛媛県の区域	9 9 円
				4 7 円
				1 5 6 円
	2 類		別 記 第 1 1	2 0 5 円
			別 記 第 1 2	1 5 4 円
			別 記 第 1	1 6 5 円
			別 記 第 1 3	1 1 0 円
			別 記 第 1	1 6 0 円
	別 記 第 1 3	1 2 9 円		
	愛媛県の区域	1 3 5 円		

都道府県名	愛 媛 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg当たり 価 額	
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分				
ぶ  ど う	1 類		別 記 第 1 4	3 7 1 円	
			別 記 第 1 5	3 2 1 円	
	愛媛県の区域		2 類	2 6 5 円	
			3 類	1 群	4 7 8 円
				2 群	2 9 5 円
				3 群	1 , 4 2 8 円
も も	1 類		愛媛県の区域	3 2 0 円	
	2 類		2 4 9 円		
び わ			愛媛県の区域	6 1 1 円	
か き	1 類		別 記 第 1 6	2 6 1 円	
			別 記 第 1 7	1 8 9 円	
			別 記 第 1 8	1 5 2 円	
	2 類		別 記 第 1 4	1 4 5 円	
			別 記 第 1 9	1 1 4 円	
			別 記 第 2 0	7 5 円	
く り			別 記 第 2 1	4 0 1 円	
			別 記 第 2 2	2 3 0 円	
キウイフルーツ			愛媛県の区域	2 2 0 円	

## 別記

第 1	愛媛県八幡浜市、西予市（三瓶町の区域に限る。）及び西宇和郡の区域
第 2	愛媛県松山市、宇和島市、新居浜市、西条市（旧東予市、旧周桑郡小松町及び丹原町の区域を除く。）、四国中央市、東温市、上浮穴郡、喜多郡（旧上浮穴郡小田町の区域に限る。）、北宇和郡及び南宇和郡の区域
第 3	愛媛県の区域（第 1 の区域及び第 2 の区域を除く。）
第 4	愛媛県松山市、宇和島市、西予市（三瓶町の区域を除く。）、東温市、上浮穴郡、喜多郡（旧上浮穴郡小田町の区域に限る。）、北宇和郡及び南宇和郡の区域
第 5	愛媛県の区域（第 1 の区域及び第 4 の区域を除く。）
第 6	愛媛県宇和島市、八幡浜市、西予市（三瓶町の区域に限る。）、西宇和郡、北宇和郡及び南宇和郡の区域
第 7	愛媛県の区域（第 6 の区域を除く。）
第 8	愛媛県松山市、八幡浜市、新居浜市、西条市（旧東予市、旧周桑郡小松町及び丹原町の区域を除く。）、四国中央市、西予市（三瓶町の区域に限る。）、東温市、上浮穴郡、喜多郡（旧上浮穴郡小田町の区域に限る。）及び西宇和郡の区域
第 9	愛媛県今治市、西条市（旧西条市の区域を除く。）、伊予市、越智郡及び伊予郡（松前町の区域に限る。）の区域
第 10	愛媛県の区域（第 8 の区域及び第 9 の区域を除く。）
第 11	愛媛県松山市、八幡浜市、西予市（三瓶町の区域に限る。）、東温市、上浮穴郡、喜多郡（旧上浮穴郡小田町の区域に限る。）及び西宇和郡の区域
第 12	愛媛県の区域（第 11 の区域を除く。）
第 13	愛媛県の区域（第 1 の区域を除く。）
第 14	愛媛県八幡浜市、西予市及び西宇和郡の区域
第 15	愛媛県の区域（第 14 の区域を除く。）

第 1 6	愛媛県松山市、東温市、上浮穴郡及び喜多郡（旧上浮穴郡小田町の区域に限る。）の区域
第 1 7	愛媛県西条市（旧西条市の区域を除く。）の区域
第 1 8	愛媛県の区域（第 1 6 の区域及び第 1 7 の区域を除く。）
第 1 9	愛媛県大洲市、伊予市、伊予郡及び喜多郡（旧上浮穴郡小田町の区域を除く。）の区域
第 2 0	愛媛県の区域（第 1 4 の区域及び第 1 9 の区域を除く。）
第 2 1	愛媛県松山市、宇和島市、大洲市、伊予市、東温市、上浮穴郡、伊予郡、喜多郡、北宇和郡及び南宇和郡の区域
第 2 2	愛媛県の区域（第 2 1 の区域を除く。）

都道府県名	高 知 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg 当たり 価 額
共済目的の種類	農業災害補償法 第 1 2 0 条の 6 第 1 項第 1 号の 農林水産大臣が 定める区分			
うんしゅう み かん	1 類		高知県の区域	1 1 1 円
	2 類			1 2 1 円
	3 類			6 3 3 円
かんきつ類の果 樹（うんしゅう みかん、なつみ かん及びいよか んを除く。）	1 類	3 群	高知県の区域	9 1 円

都道府県名	福岡県
-------	-----

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種類等の 細区分	農林水産大臣 の定める地域	果実の 1kg当たり 価額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
うんしゅう みかん	1 類	1 群	別記第1	112円
			別記第2	108円
		2 群	別記第3	110円
	2 類		別記第4	66円
			別記第3	122円
			別記第4	86円
			別記第3	520円
			別記第4	463円
			別記第4	463円
ぶどう	1 類	1 群	別記第5	498円
			別記第6	486円
		2 群	別記第5	333円
		別記第6	266円	
	2 類	1 群	別記第5	749円
			別記第7	570円
			別記第8	508円
		2 群	別記第5	540円
			別記第6	318円
			別記第6	368円
	3 類		別記第5	530円
			別記第6	368円
	4 類		別記第1	1,064円
			別記第5	1,029円
			別記第9	873円

都道府県名	福岡県
-------	-----

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種類等の 細区分	農林水産大臣 の定める地域	果実の 1kg当たり 価額	
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分				
なし	1類	1群	別記第7	365円	
			別記第10	305円	
			別記第11	266円	
			別記第12	254円	
	2類	1群	福岡県の区域	259円	
			別記第7	280円	
			別記第11	255円	
			別記第10	235円	
		2群	別記第12	177円	
			別記第13	242円	
			別記第14	224円	
			別記第15	135円	
		3類	1群	別記第7	285円
				別記第10	249円
				別記第11	211円
			2群	別記第12	156円
	別記第7			235円	
	別記第10			205円	
かき	1類	1群	別記第5	135円	
			別記第7	235円	
			別記第16	149円	
		2群	別記第7	220円	
			別記第17	176円	
			別記第18	128円	
キウイフルーツ		1群	福岡県の区域	477円	
		2群		210円	

## 別記

第 1	福岡県八女市、筑後市及び八女郡の区域
第 2	福岡県の区域（第 1 の区域を除く。）
第 3	福岡県大牟田市、久留米市（旧三潴郡城島町及び三潴町の区域に限る。）柳川市、大川市、みやま市及び三潴郡の区域
第 4	福岡県の区域（第 3 の区域を除く。）
第 5	福岡県直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡及び田川郡の区域
第 6	福岡県の区域（第 5 の区域を除く。）
第 7	福岡県大牟田市、久留米市（旧三潴郡城島町及び三潴町の区域に限る。）柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潴郡及び八女郡の区域
第 8	福岡県の区域（第 5 の区域及び第 7 の区域を除く。）
第 9	福岡県の区域（第 1 の区域及び第 5 の区域を除く。）
第 10	福岡県飯塚市、嘉麻市及び田川郡の区域
第 11	福岡県北九州市、行橋市、豊前市、京都郡及び築上郡の区域
第 12	福岡県の区域（第 7 の区域、第 10 の区域及び第 11 の区域を除く。）
第 13	福岡県飯塚市及び嘉麻市の区域
第 14	福岡県の区域（第 13 の区域を除く。）
第 15	福岡県の区域（第 7 の区域及び第 10 の区域を除く。）
第 16	福岡県の区域（第 5 の区域及び第 11 の区域を除く。）
第 17	福岡県久留米市（旧三潴郡城島町及び三潴町の区域を除く。）うきは市、朝倉市及び朝倉郡の区域
第 18	福岡県の区域（第 7 の区域及び第 17 の区域を除く。）

都道府県名	佐 賀 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg 当 たり 価 額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
うんしゅう み かん	1 類	1 群	佐賀県の区域	69円
		2 群		62円
	2 類			102円
	3 類			520円
な し	1 類	1 群	佐賀県の区域	493円
		2 群		253円
	2 類	1 群		195円
		2 群		158円
	3 類			144円

都道府県名	長 崎 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg 当 たり 価 額		
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分					
うんしゅう み かん	1 類	1 群	別 記 第 1	1 6 7 円		
			別 記 第 2	1 3 1 円		
			別 記 第 3	9 2 円		
			別 記 第 4	8 4 円		
			別 記 第 5	5 4 円		
	2 類	2 群	別 記 第 1	1 7 6 円		
			別 記 第 2	1 7 4 円		
			別 記 第 6	1 1 6 円		
			別 記 第 3	1 0 9 円		
			別 記 第 7	9 4 円		
			別 記 第 8	7 9 円		
			別 記 第 9	4 2 円		
			3 類		別 記 第 2	1 7 6 円
					別 記 第 1	1 6 5 円
	別 記 第 6	1 0 7 円				
別 記 第 10	9 6 円					
別 記 第 11	6 5 円					
なし	1 類		別 記 第 12	2 6 円		
			別 記 第 1	5 2 4 円		
なし	1 類		別 記 第 13	4 5 5 円		
			別 記 第 14	3 3 2 円		
			別 記 第 15	3 2 6 円		
			別 記 第 16	2 6 9 円		
	2 類	1 群	別 記 第 17	2 1 0 円		
			別 記 第 14	2 7 5 円		
			別 記 第 16	2 3 0 円		
	3 類	2 群	別 記 第 18	1 8 5 円		
			長崎県の区域	2 7 3 円		
			別 記 第 14	3 1 0 円		
び わ			別 記 第 19	1 6 2 円		
			長崎県の区域	6 4 2 円		

別記

第 1	長崎県佐世保市及び北松浦郡(小値賀町及び佐々町の区域に限る。)の区域
第 2	長崎県南島原市(旧南高来郡加津佐町、口之津町、南有馬町及び北有馬町の区域に限る。)の区域
第 3	長崎県島原市(旧南高来郡有明町の区域に限る。)、平戸市(旧北松浦郡田平町の区域に限る。)、松浦市及び雲仙市(旧南高来郡国見町及び瑞穂町の区域に限る。)の区域
第 4	長崎県長崎市、諫早市(旧西彼杵郡多良見町の区域に限る。)、島原市(旧島原市の区域に限る。)、西海市及び西彼杵郡の区域
第 5	長崎県の区域(第1の区域、第2の区域、第3の区域及び第4の区域を除く。)
第 6	長崎県対馬市の区域
第 7	長崎県長崎市、諫早市(旧西彼杵郡多良見町の区域に限る。)、西海市及び西彼杵郡の区域
第 8	長崎県島原市(旧島原市の区域に限る。)及び壱岐市の区域
第 9	長崎県の区域(第1の区域、第2の区域、第3の区域、第6の区域、第7の区域及び第8の区域を除く。)
第10	長崎県長崎市、島原市、諫早市(旧西彼杵郡多良見町の区域に限る。)、西海市、雲仙市(旧南高来郡国見町及び瑞穂町の区域に限る。)及び西彼杵郡の区域
第11	長崎県平戸市(旧北松浦郡田平町の区域に限る。)、松浦市及び雲仙市(旧南高来郡吾妻町、愛野町及び千々石町の区域に限る。)の区域
第12	長崎県の区域(第1の区域、第2の区域、第6の区域、第10の区域及び第11の区域を除く。)
第13	長崎県の区域(第1の区域を除く。)
第14	長崎県南島原市(旧南高来郡西有家町、有家町、布津町、深江町の区域に限る。)の区域

第 1 5	長崎県長崎市、西海市及び西彼杵郡の区域
第 1 6	長崎県諫早市の区域
第 1 7	長崎県の区域（第 1 4 の区域、第 1 5 の区域及び第 1 6 の区域を除く。）
第 1 8	長崎県の区域（第 1 4 の区域及び第 1 6 の区域を除く。）
第 1 9	長崎県の区域（第 1 4 の区域を除く。）

都道府県名	熊 本 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg 当 たり 価 額	
共済目的の種類	農業災害補償法 第 1 2 0 条 の 6 第 1 項 第 1 号 の 農林水産大臣が 定める区分				
うんしゅう み かん	1 類	1 群	別 記 第 1	8 9 円	
			別 記 第 2	7 6 円	
	2 類	2 群	別 記 第 3	9 3 円	
			別 記 第 4	5 8 円	
				別 記 第 5	1 0 0 円
				別 記 第 6	7 0 円
なつみかん		1 群	別 記 第 7	1 0 2 円	
			別 記 第 8	5 9 円	
かんきつ類の果 樹(うんしゅう みかん、なつみ かん及びいよか んを除く。)	1 類	1 群	別 記 第 9	2 1 9 円	
			別 記 第 1 0	1 7 7 円	
			別 記 第 7	1 3 2 円	
			別 記 第 1 1	1 1 0 円	
	2 類	2 群		熊本県の区域	9 0 円
			1 群	熊本県の区域	2 6 4 円
		2 群	別 記 第 5	1 4 6 円	
			別 記 第 1 2	1 3 5 円	
		3 群	別 記 第 1 3	9 7 円	
			別 記 第 5	1 3 0 円	
		別 記 第 6	1 0 6 円		

都道府県名	熊 本 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg当たり 価 額	
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分				
な し	1 類	1 群	別記第14	244円	
			別記第15	243円	
			別記第16	214円	
			別記第17	152円	
			2 群	熊本県の区域	175円
	2 類	1 群	別記第18	180円	
			別記第19	180円	
			別記第20	133円	
		2 群	別記第21	252円	
			別記第22	305円	
			別記第23	464円	
	3 類	1 群	別記第10	219円	
			別記第24	153円	
			別記第25	137円	
2 群		別記第26	149円		
		別記第27	128円		
く り			別記第21	419円	
			別記第22	383円	

別記

第 1	熊本県熊本市、水俣市、山鹿市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、下益城郡、鹿本郡、葦北郡及び天草郡の区域
第 2	熊本県の区域（第 1 の区域を除く。）
第 3	熊本県熊本市、宇土市、宇城市及び下益城郡の区域
第 4	熊本県の区域（第 3 の区域を除く。）
第 5	熊本県熊本市の区域
第 6	熊本県の区域（第 5 の区域を除く。）
第 7	熊本県水俣市及び葦北郡の区域
第 8	熊本県の区域（第 7 の区域を除く。）
第 9	熊本県宇城市（旧下益城郡小川町の区域に限る。）の区域
第 10	熊本県八代市及び八代郡の区域
第 11	熊本県の区域（第 7 の区域、第 9 の区域及び第 10 の区域を除く。）
第 12	熊本県水俣市、上天草市、天草市、葦北郡及び天草郡の区域
第 13	熊本県の区域（第 5 の区域及び第 12 の区域を除く。）
第 14	熊本県八代市、荒尾市、玉名市、宇土市、宇城市、下益城郡、玉名郡及び八代郡の区域
第 15	熊本県山鹿市及び鹿本郡の区域
第 16	熊本県熊本市、人吉市及び球磨郡の区域
第 17	熊本県の区域（第 14 の区域、第 15 の区域及び第 16 の区域を除く。）
第 18	熊本県熊本市、八代市、人吉市、八代郡及び球磨郡の区域
第 19	熊本県荒尾市、玉名市、山鹿市、宇土市、宇城市、下益城郡、玉名郡及び鹿本郡の区域

第 2 0	熊本県の区域（第 1 8 の区域及び第 1 9 の区域を除く。）
第 2 1	熊本県人吉市及び球磨郡の区域
第 2 2	熊本県の区域（第 2 1 の区域を除く。）
第 2 3	熊本県荒尾市、玉名市及び玉名郡の区域
第 2 4	熊本県熊本市、人吉市、山鹿市、鹿本郡及び球磨郡の区域
第 2 5	熊本県の区域（第 1 0 の区域、第 2 3 の区域及び第 2 4 の区域を除く。）
第 2 6	熊本県熊本市、八代市、人吉市、山鹿市、鹿本郡、八代郡及び球磨郡の区域
第 2 7	熊本県の区域（第 2 6 の区域を除く。）

都道府県名	大 分 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg 当 たり 価 額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
うんしゅう み かん	1 類	1 群	大分県の区域	101円
		2 群		100円
	2 類	1 群		92円
		2 群		70円
3 類		665円		
なつみかん		1 群	大分県の区域	36円
かんきつ類の果 樹(うんしゅう みかん、なつみ かん及びいよか んを除く。)	1 類	1 郡	大分県の区域	127円
	2 類	1 群		131円
ぶ どう	1 類		大分県の区域	603円
	3 類	1 群		475円
		2 群		311円
	4 類			751円
な し	1 類	1 群	大分県の区域	270円
		2 群		267円
		3 群		213円
	2 類	1 群		214円
		2 群		232円
		3 群		178円
	3 類	1 群		164円
		2 群		171円
く り			大分県の区域	331円
キウイフルーツ			大分県の区域	178円

都道府県名	宮 崎 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種 類 等 の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg 当 たり 価 額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
うんしゅう み かん	1 類	1 群	宮崎県の区域	1 2 4 円
		2 群		8 5 円
	2 類			1 2 3 円
	3 類			4 7 4 円
かんきつ類の果 樹(うんしゅう みかん、なつみ かん及びいよか んを除く。)	2 類	1 群	宮崎県の区域	2 6 6 円
		2 群		1 1 1 円
く り			宮崎県の区域	4 3 4 円

都道府県名	鹿児島県
-------	------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種類等の 細区分	農林水産大臣 の定める地域	果実の 1kg当たり 価額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
うんしゅう みかん	1 類		別記第1	104円
			別記第2	92円
	2 類		鹿児島県の区域	224円
3 類	463円			
かんきつ類の果 樹(うんしゅう みかん、なつみ かん及びいよか んを除く。)	1 類	1 群	別記第3	184円
			別記第4	108円
	2 類	1 群	別記第5	216円
			別記第6	130円
すもも			鹿児島県の区域	256円

別記

第 1	鹿児島県鹿児島市（旧日置郡松元町及び郡山町の区域に限る。）、鹿屋市（旧曾於郡輝北町の区域を除く。）、垂水市、日置市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市（旧日置郡金峰町の区域に限る。）、伊佐市、姶良郡及び肝属郡の区域
第 2	鹿児島県の区域（第 1 の区域を除く。）
第 3	鹿児島県西之表市及び熊毛郡の区域
第 4	鹿児島県の区域（第 3 の区域を除く。）
第 5	鹿児島県鹿児島市（旧揖宿郡喜入町並びに旧日置郡松元町及び郡山町の区域を除く。）、枕崎市、西之表市、南さつま市（旧日置郡金峰町の区域を除く。）、南九州市（旧揖宿郡穎娃町の区域を除く。）及び熊毛郡の区域
第 6	鹿児島県の区域（第 5 の区域を除く。）

都道府県名	沖 縄 県
-------	-------

収穫共済の共済目的の種類等		収穫共済の 共済目的の 種類等の 細 区 分	農林水産大臣 の定める地域	果 実 の 1 kg当たり 価 額
共済目的の種類	農業災害補償法 第120条の6 第1項第1号の 農林水産大臣が 定める区分			
パインアップル			沖縄県の区域	54円